

海老名市パートナーシップ宣誓制度の導入について

人権を尊重し、差別や偏見のない、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月1日から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

1 制度の概要

性的少数者や事実婚等、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。なお、市は要件に該当することが確認できた場合に宣誓の事実を証明するものであり、二人の関係までを証明するものではありません。

2 制度による効果・利用できるサービス

婚姻と異なり、相続や税金の控除等の法的な効力は発生しません。

- (1) 行政サービス…市内県営住宅及び市営住宅への入居申込が可能となります。
- (2) 民間サービス等…事業者の判断により、サービスを受けられる可能性があります。

3 制度の根拠

「海老名市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定。

本制度が法的な効力を有しないこと、また市民や事業者に義務や罰則を課すものではないことから、市内部の取扱い方法を定める「要綱」を制定し、制度の根拠とします。

4 制度導入時期

令和4年4月1日

5 宣誓等の手続きの流れ

- ①宣誓日の事前予約（宣誓時は、原則個室を用意する。）
- ②予約日時に二人で来庁（本人確認書類を持参し、住所確認のため住民票、婚姻していないことを確認するため戸籍抄本等を提出。）
- ③宣誓書及び宣誓に関する確認書兼同意書に本人が署名・記載
- ④宣誓書受領証及び受領証カードを交付（原則即日交付する。）（別紙1・2）

◎ この件に関するお問い合わせ

海老名市 市民協働部 市民相談課 電話 046・235・4568